

南相馬市災害復旧・復興義援金受領証明書

住 所 東京都杉並区天沼3-6-22

氏 名 教会通り新栄会 会長 田貝 孝 様

¥91,273円

上記の金額を受領しました。

平成 26 年 12 月 19 日

南相馬市災害対策本部 本部長 桜井 勝延



※ この寄附金を寄附金税額控除の控除対象寄附金として条例で指定している地方団体に平成26年1月1日現在お住まいの方は、お住まいの市区町村へ（所得税の寄附金控除の適用を受けるために確定申告を提出する方は税務署へ）申告することにより、住民税の寄附金税額控除の適用を受けられます。

（注1）所得税の寄附金控除及び住民税の双方の寄附金税額控除の適用を受けようとする場合は、所得税の確定申告書の提出が必要です。確定申告書に本証明書を添付し、所轄の税務署へ確定申告書を提出してください。

（注2）所得税の確定申告書を提出しない給与所得者又は年金所得者で、住民税の寄附金税額控除の適用のみを受けようとする場合は、寄附金を支払った年の翌年の1月1日現在お住まいの市区町村へ申告してください。